

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月28日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第10号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）に規定する事務	第10条	<u>暴力団排除アドバイザーの指定</u>	佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）に規定する事務	第26条第1項	略
	第26条第1項	略			
	略				
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。